『摂南大学教育学研究』の発行および執筆等に関する申し合わせ

2004年12月24日制定 2014年10月28日改正

- 第1条 摂南大学教職支援センター(以下「本センター」という)は、研究およびセンター活動の成果の発表を目的として、本教室の機関誌として『摂南大学教育学研究』(英文名Bulletin of Educational Research of Setsunan University)(以下「本年報」という)を発行する。
 - ② 本年報は、原則として年1回発行する。ただし、必要に応じて特別号を発行することができる。
 - ③ 発行・配布等にかかる費用は、本センター予算の一部をもってあてる。
- 第2条 編集兼発行者は、摂南大学教職支援センター『摂南大学教育学研究』編集委員会(以下「委員会」という)とする。
- 第3条 委員会は、本センター全専任教員により構成する。
 - ② 委員長は、本センター主任が務める。
 - ③ 委員会に幹事をおき、委員の互選によりこれを決定する。幹事の任期は、当分の間、これを定めない。
- 第4条 執筆者は、当分の間、次のとおりとする。
 - 1. 本センター専任教員
 - 2. 本センター非常勤教員
 - 3. 本学教職課程修了者
 - 4. 本センター専任教員を含む共同研究者
 - 5. その他、委員が必要と認める者で、委員会の承認を得た者
- ② 執筆を希望する者は、執筆の意思を事前に委員に対し明らかにしなければならない。 第5条 本年報に掲載する著作は、次の4種に区分する。
 - 1. 研究論文 : 原著性のある研究の成果
 - 2. 実践報告 : 教職教育、学校教育の実践について記述、解説したもので、原著
 - 性、記録性のあるもの
 - 3. 文献・資料紹介:紹介者の問題関心に即して有意味な書籍、文献、資料等を紹介、

解説、評価したもの

- 4. 特別寄稿 : 委員会が必要と認めて依頼したもの
- 第6条 本年報に掲載する著作の本文原稿(引用注、参照文献等を含む)は、横組みとし、原 則として次の分量とする。
 - 1. 研究論文、実践報告:400字詰め原稿用紙40枚程度。(16,000字程度)
 - 2. 文献・資料紹介:同25枚程度。(10,000字程度)
 - ② 図表等を挿入する場合は、およその挿入箇所を予め指定し、これを含めて前項の分量 に収めるものとする。
 - ③ 前項の分量を著しく超えるものは、委員会の議を経て、分割掲載することがある。

- 第7条 本年報に掲載する著作は、原則として日本語によるものとする。
 - ② 外国語により著作を掲載しようとする者は、原則として邦訳文を添付しなければならない。その場合、邦訳文を前条の分量に収めるものとする。
- 第8条 執筆者は、本文原稿のほかに、次のものを添付して提出するものとする。
 - 1. 本文要旨(600字以内)
 - 2. タイトル、氏名、所属、連絡先、著作区分
 - 3. タイトル・氏名の英語表記
 - ② 原稿提出にあたっては、本文原稿のほかに前項のものを原則として電子媒体に収め、 印刷物と併せて提出するものとする。
- 第9条 原稿提出の期限は、委員会が決定し、執筆希望者に明らかにする。
 - ② 原稿の受付日は、委員会に提出された日とする。
- 第10条 委員会は、提出された原稿について、本年報に掲載の適否を判断するため、査読委員 会を構成し、査読を依頼する。
 - ② 委員会は、当分の間、査読委員会を兼ねる。
 - ③ 査読委員会は、提出された原稿を査読し、掲載の適否、修正等に関する意見を委員会に報告する。
- 第11条 委員会は、査読委員会の報告を踏まえ、原稿の掲載の可否を決定し、また執筆者に対し補筆、修正等を求めることができる。
- 第12条 校正は、執筆者が行い、原則として2校までとする。
 - ② 校正時における原稿の大幅な変更は、これを認めない。
- 第13条 執筆は原則として無償とするが、特別な印刷等の仕様を要する場合は、執筆者に実費 を請求する場合がある。
- 第14条 本年報の配布先は、委員会が選定する。
- 第15条 本年報は、摂南大学図書館が運営する摂南大学学術機関リポジトリ(以下「リポジト リ」という)に登録する。登録においては、以下のとおりとする。
 - 1. 執筆者は、現行の受理の時点において、リポジトリへの登録に同意したものとする。
 - 2. 原稿は、摂南大学学術機関リポジトリ運営要綱第4条(登録対象)を満たすものであること。満たさないことによるすべての責任は執筆者が負う。
- 付則 1. この申し合わせは2004年12月24日から施行する。
 - 2. この改正申し合わせは2014年10月28日から施行する。